

「孫への教育資金の贈与が1,500万円まで非課税」

1. 30歳以下のお孫さんへの贈与
2. 信託銀行、銀行等に信託等をする
3. 1,500万円の内、学校以外に支払うものは、500万円が限度
4. 非課税を活用できる期間は、H25年4月1日～H27年12月31日の間
5. 2の金融機関を経由して、教育資金非課税申請書を税務署に提出
6. 引き出しの際は、金融機関に教育資金の支払いに充当した証明書類を提出
7. お孫さんが30歳に達した時に、残額があった場合、その時点で贈与税が課税される

ポイント



ただ、この税制が今後決定されなくても、今までも実は教育資金の贈与については支払いの都度贈与するものについては課税されていませんでした。

そこで、ここからは弊社内での会話の一部です。

登場人物：S氏（贈与する側の立場）、Y氏（贈与を受ける側の親）

S氏：この1,500万円の制度が何のために出来るのか、意味がわからない！

Y氏：いや、1,500万円の教育費のメドがたっていたら、僕ら世代は収入からレジャー費とか消費が増えると政府は思ってるんじゃないでしょうか？

S氏：でも、もともとその都度だったら、あえて課税されていないんだから何も前もって渡さなくてもいいじゃないか！

Y氏：もらう側としては、それだと将来もらえなくなる可能性があるんで、やっぱり、お金を貯めていかないとけないので、消費にはお金まわせないですよ。

S氏：だって、一度渡してしまったら、この先どうなっても返してもらえないじゃないか（笑）



皆様は、どう思いますか？

その場で完結！！ 単純相続対策

相続対策には、贈与してしまうのが一番安心して、効果的です！！

相続対策には、大きく分けて「評価を下げる」「量を減らす」「争族にしない」があります。「評価を下げる」は税制が大きく影響しますので、現在施した対策が将来も有効とは限りません。ただ、「数を減らす」対策として、贈与が挙げられます。この贈与は、その時の税制で完結されます。相続税が増税されようとしている今、贈与税は減税方向にあります。具体的には、下記の赤文字の範囲が減税になります。

ただ、上の記事にもあるように、一度上げてしまったものは戻ってきませんが……

基礎控除、配偶者控除後の課税価格	税率と控除額 現在	税率と控除額 改正案
～200万円以下	10%	10%
200万円超～300万円以下	15%－100,000円	15%－100,000円
300万円超～400万円以下	20%－250,000円	15%－100,000円
400万円超～600万円以下	30%－650,000円	20%－300,000円
600万円超～1,000万円以下	40%－1,250,000円	30%－900,000円
1,000万円超～1,500万円以下	50%－2,250,000円	40%－1,900,000円
1,500万円超～3,000万円以下	50%－2,250,000円	45%－2,650,000円
3,000万円超～4,500万円以下	50%－2,250,000円	50%－4,150,000円
4,500万円超	50%－2,250,000円	55%－6,400,000円

さいとう税理士法人 KIZUNA通信 第2号

3月3日にみせて 代表 齊藤司享

3月3日は、桃の節句、確定申告真最中、そして母の命日です。もう亡くなって20年が経ちます。でも毎年3月3日になると、桃の節句、確定申告真最中、母の命日と連想され、必ず心の中に母が甦ってきます。

母は、上野池之端の仕出し屋の娘として生まれ、ちやきちやきのお祭り好きの江戸っ子でした。洋服は似合わないけど、着物はとてもよく似合う母でした。中学校の父兄参観日に、着物を着てきて「私が母に頼んだと、何回も母から聞かれました。そんな母から言われたことで、心に残っていることが3つあります。」

1つは、「じょうじょうぎ（多分普段着の意味で常々着と書くのは）の晴れ着なし」

2つは、「お金は使うと決めたなら、ちまちま使わずにぱっと使うのよ」

3つは、「人様が喜んでたくさん来て下さるようであれば、お商売屋ではないよ」

この言葉通り、普段は質素な生活をしていましたが、いざ何かがあると（母の言い方では「いざ鎌倉！」の時には、ぱっと心もお金も使っていました。また母のところには色々な方が遊びに来てくださっており、とても楽しそうでした。

母は、確定申告時期が大好きでした。人寄せがお祭りが大好きな母でしたから、この時期、たくさんのお客様がお見えになり、また社員が丸となって忙しそうにしているのがお祭りのようで、楽しかったのだと思います。

この時期一回は、朝からずつと野菜を刻んでカレーライスを作っていました。黄色い色をした、ジャガイモがゴロッと入った、ルーのゆるいカレーライスでした。社員のみんなが「美味しい、美味しい」と言ってくれ、おかわりをしてくれると、とっても嬉しそうにしていました。

このカレーライスは、今妻が引継いで作っています。ただし、色は黄色から茶色にかわっています。

こんな母の気持ちを感じながら、皆さまに喜んで会社にきていただけるように、この時期を、そして一年を過して、「こう」と思っております。

皆さま、お待ちしております。



税制大綱が発表されました！！（大綱なのでまだ決定ではありません。）
そこで第2号は1月によく取り上げられていた内容の詳細について、ご紹介します。

「もう相続税は無縁の世界ではない！」

【基礎控除額の改正】（平成27年1月1日～）

現行 5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数
改正後 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

【相続税の税率の改正】（平成27年1月1日～）

各取得分の相続税の税率のうち2億円超の金額に対する税率が上がり、最高税率が55%

【例えば、奥様とお子様2人いらっしゃるAさんの場合】

- A: この前、雪谷の税理士さんに自宅の評価してもらったら、土地と建物で4,000万円でしたよ。
- B: 確かAさん奥様とお子様2人でしたよね？
- A: そうですが、どうしましたか？
- B: この前の税制大綱の発表で相続税の基礎控除額が大きく変更することになりそうですよ。現行だとAさんは5,000万円プラス1,000万円×3人の8,000万円の控除だったのですが、改正後だと3,000万円プラス600万円×3人の4,800万円の控除になっちゃいますよ。
- A: え！！もしかして、相続税かかってくるかも？
- (…今、現預金で2,000万円と保険金が1,000万円、土地と建物の評価で4,000万円…)
- (…合計で7,000万円。。現行の控除なら相続税は発生しないけど、改正後は…)
- B: 今度の改正で相続税の対象となる方はかなり増えると思われま。
- Aさん土地建物の評価してよかったですね。相続について考えるきっかけになりましたね。
- A: ほんとにそうですね。今度は相続税の仮計算をしてもらって、対策を練ってみようと思います。
- B: この前の税制大綱だと相続税は増税でしたが、贈与税は減税傾向でしたよ。相続対策には贈与もかなり有効ですからね。
- A: 一度、雪谷の税理士さんに相談してみます。

●雪谷周辺MAP●

事務所までの徒歩ルートは3通り。
 ①のんびり商店街をお散歩コース
 ②鉄道好きにはたまらない！電車を間近に見られる線路沿いコース
 ③日蓮上人、赤穂浪士も歩いた(!?)旧街道、中原街道コース
 どのコースでいらっしゃいますか？

雪が谷大塚駅が最寄り駅です！



こちらがサイトウアソシエイツです！



事務所全員



①●しぶや●

テレビにも出演！
名物カレー唐揚げを是非ご賞味ください!!

業務2部 谷口 おすすめ



②●梅好●

確定申告の時期には特にお世話になります。



③●ぼん●

味、ボリュームともに満点！のんびりおしゃれランチにもおすすめです。

女子社員 おすすめ



代表 おすすめ



④●柳ばし●

鰻屋さんです。日替りランチのメニューが豊富で毎日でも飽きません！



⑤●金剛苑●

個人的に、このローズが大好きです！！

業務2部 吉川 おすすめ



業務1部 竹田 おすすめ



⑥●やっぱりビールがすき●

各国のビールが揃っています。ビール好きにはたまりません。



⑦●yoko●

ランチでお世話になります。たまに出るビーフシチューがおすすめ。

業務1部 おすすめ

